

招集年月日	平成 30 年 3 月 19 日 (月)	午前 10 時 00 分開会
会 場	小美玉市本庁舎 3 階 議会委員会室	
出席委員	野村武勝, 笹目雄一, 大槻良明, 福島ヤヨヒ, 幡谷好文, 木村喜一	
欠席委員	なし	
説明員職氏名	島田穰一市長, 林利家副市長, 小松修也都市建設部長, 飯田孝水道局長, 山口守産業経済部長, 海老澤光志農業委員会事務局長, 真家厚都市整備課長, 関口茂建設課長, 村山幸太郎幹線道路推進課長, 石井光一管理課長, 織田俊彦下水道課長, 秋元久夫基地対策課長, 矢口正信農政課長, 浅野岳夫商工観光課長, 小川和夫空港対策課長	
職務出席者の職指名	書記 富田 成	
付託事件	<p>議案第 3 号 小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例の制定について</p> <p>議案第 4 号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の制定について</p> <p>議案第 10 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 20 号 小美玉市都市公園条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 4 号) (産業建設常任委員会所管事項)</p> <p>議案第 26 号 平成 29 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 27 号 平成 29 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 28 号 平成 29 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 31 号 平成 29 年度小美玉市水道事業会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 46 号 市道路線の廃止について</p> <p>議案第 48 号 和解について</p> <p>請願第 2 号 小美玉市空のえき「そ・ら・ら」イベントひろばヘドーム建設に関する請願書</p> <p>その他</p>	
	開会宣言 平成 30 年 3 月 19 日 午前 10 時 00 分	
木村副委員長	おはようございます。皆様お揃いになりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。最初に、委員長あいさつ。幡谷委員長、お願いします。	
幡谷委員長	改めまして、おはようございます。12 月に委員会の改選がありまして、私が互選の形で委員長につかさせていただきました。副委員長ともども一生懸命、委員会の運営、スムーズな運営としっかりした議案審査、皆様のお力添えをいただきながら進めていきたいと考えております。どうぞ皆様におかれましてはお願いを申し上げますので、ひとつよろしくお願いします。	

木村副委員長	ありがとうございました。続いて市村議長よりご挨拶をお願いしたいと思います。
市村議長	<p>それでは、おはようございます。早いもので、もう彼岸に入りました。暑さ寒さも彼岸までとよく言われますけれども、この間うちはちょっと暖かかったんですが、花冷えといえますか、何と言いますか、ちょっと冷え冷えとしておりますが、長きにわたっての今定例会も、いよいよ常任委員会が本日で最後ということになりました。皆さん方には、本当に朝早くからご苦労さまでございます。きょうは審査と現地ということで、私も竹原のトンネル工事、ああいうのを見たことがありませんので、ぜひ見たいなと思って、いつもあそこを通るたびに思うんですが、きょうは見られるということで、楽しみにしております。きょうは1日よろしくをお願いしたいと思います。ご苦労さまです。</p>
木村副委員長	ありがとうございました。続いて執行部を代表して島田市長よりご挨拶をお願いしたいと思います。
島田市長	<p>改めて、おはようございます。議員の皆さん、大変お忙しい中、時間どおりに集まられて、本日は産業建設常任委員会の付託案件の審査ということで、まことにご苦労さまでございます。また、今議会、第1回の定例議会、2日から23日までということで、長きにわたってご審査をいただいているわけでありますので、まことにありがたく、重ねてお礼を申し上げるところでございます。きょうの案件は11件、請願等を含めて12件あるようでございます。慎重なるご審査をいただいて、可決をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>また、現地研修ということでございますので、現地調査をされる皆さん方には、きょうは非常に冷え冷えとしているという話がございました。風邪などを引かないように、また、花粉症にもならないように対応していただいて、調査をしていただければ大変ありがたいなとお願いをするところでございます。まことにご苦労さまです。ありがとうございました</p>
木村副委員長	<p>議事に入る前に、今日は、昨年12月の委員会改選後、初めて部課長が全員揃う委員会となりますので、執行部から順に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、執行部からお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【執行部・各委員の自己紹介】</p> <p>ありがとうございました。それでは、議事に入ります。 議事進行のほうは、委員長のほうでよろしく願いいたします。</p>

幡谷委員長	<p>それでは、議事のほうに入ります。議事に入る前に先立ちまして、傍聴したいという旨がありましたので、傍聴を許可しておりますので、皆様にはご了承をお願い申し上げます。それでは本日の議題は 3 月 9 日に付託された議案審査付託表のとおりであります。まず、本日の審査に先立ち、現地調査を実施しますので正面玄関に移動をお願いいたします。担当部署以外の方は午後 1 時 30 分再開を予定しておりますので、改めてご参集願います。</p>
<p>現地調査 10:20~12:00</p> <p>①小美玉スマート IC アクセス道路（竹原地内）・・・・・・10:20~</p> <p>②市道破損状況（下玉里・宮田地内）・・・・・・11:00~</p> <p>③議案第 46 号 市道路線の廃止箇所（柴高地内）・・・・・・11:45~</p>	
<p>1. 議案第 3 号 小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例の制定について</p>	
幡谷委員長	<p>それでは、午前中に引き続き議事を再開いたします。議案第 3 号 小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例の制定について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
浅野商工観光課長	<p>それでは、私のほうよりご説明をさせていただきます。着座のまま失礼いたします。議案第 3 号の資料に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。議案第 3 号 小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例の制定についてご説明いたします。提案理由でございますが、地方税法第 6 条の規定に基づき、固定資産税免除期間を 5 年間とし、雇用奨励金制度を加えた新しい条例を制定するため、この案を提出するものでございます。具体的な内容でございますが、資料の 2 ページ、第 4 条をご覧ください。特例資産に対して固定資産税を 5 年間減免するものでございまして、現在の 3 年から 5 年に拡大するものでございます。なお、特例資産でございますが、1 ページに戻っていただきまして中段、第 2 条の定義の中で、第 1 項では特例法人とは、市内に事務所または事業所を新設または増設し、市内在住者を 3 人以上増加させる法人をいいます。続いて、第 2 項に特例資産の定義がございます。第 1 項の特例法人が取得し及び所有する固定資産のうち、次に掲げるものということで、簡略いたしますと土地、建物、償却資産をいいます。次に、雇用奨励金でございますが、2 ページをお開き願います。第 5 条に、特例法人のうち、市内に住所を有している者を 1 年以上継続して正社員、正職員として雇用した場合に、雇用奨励金を交付するもので、1 人につき年額 10 万円を交付するものでございます。ただし、1 事業所等当たり 1,000 万円を限度といたします。なお、奨励</p>

	<p>金につきましては、こちら 3 年間交付するものでございます。本条例の施行日につきましては、附則の第 1 条、2 ページの下段附則の第 1 条にございますように、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また、附則第 5 条で、現在の小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例は廃止いたします。ただし、附則第 6 条にありますように、小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置による条例によりなされました手続その他の行為については、従前の例によるということで、継続されるものでございます。以上、議案第 3 号についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>それではお尋ねをいたします。この条例に当てはまる企業がどの程度あるのかということと、これに対する予算づけが、すいません、ちょっと勉強不足で、どの程度になるのかお聞かせください。</p>
浅野商工観光課長	<p>現在、旧条例での該当事業所のデータしかないものですから、それですと今のところ 4 件はございますので、こちらの事業所については継続されるものでございます。予算でございますが、なかなか何件という数字がつかみづらいものですから、3 人分、30 万円を当初予算として計上させていただいております。以上でございます。</p>
福島委員	<p>現状はわかりました。この条例ができれば、もう少しこれに当てはまる企業さんがふえるということですね。それをどの程度見ていらっしゃいますか。</p>
浅野商工観光課長	<p>ただいまの福島委員のご質問でございますが、市のほう、うちの商工観光課のほうでは、現在先ほど申し上げましたが、3 人という当初予算計画として計上させていただいておりますが、まだ新しく来る企業、これから話があるところもあるかと思いますので、そういう動きのある企業に対し、どんどん PR しながら活用していただくようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
福島委員	<p>現在、約 30 万ぐらいの予算だというけれども、これはふえれば当然、補正という形で対応されるんですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
幡谷委員長	<p>他に質疑はございませんか。</p>

	<p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 3 号 小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例の制定について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>2. 議案第 4 号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の制定について</p>	
<p>幡谷委員長</p>	<p>次に議案第 4 号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の制定について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
<p>織田下水道課長</p>	<p>議案第 4 号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の制定についてご説明いたします。最初に、提案理由でございますが、戸別浄化槽設置事業から高度処理型浄化槽設置事業補助事業に移行することに伴い、これまでに整備した戸別浄化槽の管理を行うために必要な手続方法を定めるため、新たに設定するものでございます。続きまして、内容につきましてご説明いたします。小美玉市戸別浄化槽管理条例をご覧ください。第 1 条でございますが、市が戸別に設置した浄化槽の管理について必要な事項を定める趣旨を記載しております。第 2 条では、用語の意味として汚水や戸別浄化槽などについての定義を、3 条では所有者等の責務として、戸別浄化槽を適正に保管、使用することや、保守点検、清掃作業時の協力、また土砂、薬物等の排除の禁止等を記載しております。4 条から 9 条では、戸別浄化槽の休止、廃止等の届け出や、使用料の算定方法、徴収など、主に料金に関する内容となっております。10 条から 13 条は、所有者等の負担として、戸別浄化槽の使用、保守点検、清掃等に係る電気、水道料金の負担や、毀損、自己都合または公共下水道等の供用開始により修繕及び撤去工事を必要とするときの費用は、所有者等が負担することを明記しております。第 14 条から 18 条では、排水先について増設、改造の承認や、排水設備工事についての検査、改修などの指示、排水設備に関する事などについて記載し</p>

	<p>てございます。第 19 条では、この条例で定めるもののほか、この条例の施行に対し必要な事項は規則で定めるとしております。最後に、附則でございますが、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行を予定しており、これに伴いまして小美玉市戸別浄化槽設置及び管理に関する条例及び小美玉市戸別浄化槽事業分担金徴収条例は廃止となるものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> <p>【「なし」と呼ぶ声あり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶ声あり】</p> <p>ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 4 号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶ声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<h3>3. 議案第 10 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について</h3>	
幡谷委員長	<p>次に議案第 10 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
秋元基地対策課長	<p>在日米軍の訓練移転等による住民の生活に及ぼす影響を考慮し、基地周辺事業の推進に必要な資金を積み立てることを目的とし、新たに再編訓練移転等交付金事業基金を設置するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表をごらんください。右側が現行のものでございます。左側が改正案でございます。名称を小美玉市再編訓練移転等交付金事業基金、目的につきましましては、在日米軍の訓練移転等による住民の生活に及ぼす影響を</p>

	考慮し、基地周辺事業の推進に必要な資金を積み立てるためでございます。処分といたしましては、基金の設置の目的を達成するため、必要な経費の財源に充てる。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
福島委員	私は余りよくわかりませんので教えてください。この再編交付金を積み立てるのに、毎年決まった額というふう結論に至っているのか、それとも交付金があつて、いろいろな事業をしたんだけど、やっぱりある程度は積み立てしておこうというつもりでというのか。決まった額、大体どのぐらいの額がこの基金に回るのかもあわせてお聞かせください。
秋元基地対策課長	まず1つ目としましては、健康増進施設の管理運営事業に対して 3,000 万円、あともう一つ、地域公共交通等の対策事業に対して 3,000 万円の 2 口でございます。
福島委員	では、当面この額を基金としてまずは積み立てておくという感じですか。わかりました。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 10 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶものあり】 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
4. 議案第 20 号 小美玉市都市公園条例の一部を改正する条例について	

幡谷委員長	次に、議案第 20 号 小美玉市都市公園条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。
真家都市整備課長	それでは、議案第 20 号 小美玉市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。まず、提案の理由でございますが、都市公園法施行令の運動施設の施設率の制限に関する条項が改正されたことによりまして、小美玉市都市公園条例において、運動施設の施設率を定めることになったため提出するものでございます。2 枚目をお願いいたします。都市公園法施行令の改正に伴い、小美玉市都市公園条例について一部改正し、第 7 条の 2 の次に 1 条を加え、公園施設に設ける運動施設の敷地面積に関する基準 7 条の 3、都市公園施行令第 8 条第 1 項の条例の中で定めており、都市公園の運動施設率を 100 分の 50 と基準化されたことに伴い、第 7 条の 3 で敷地面積に対する割合が 100 分の 50 と定めるものでございます。次に、小美玉市都市公園条例第 25 条の中で、都市公園法第 5 条の 3 号、第 5 条の 11 に変更になったことに伴う引用部分の条ずれを改正するものでございます。続きまして、3 枚目をお願いいたします。新旧対照表でございます。右側が現行、左側が今回の改正案となっております。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
福島委員	ちょっと内容的に詳しく、100 分の 50 になって、今まで面積的にどうだったのがどう 50 になったのかという、すいません、もうちょっと詳しく教えてください。お願いします。
真家都市整備課長	ただいまの質問でございますが、運動施設の敷地面積の割合が参酌基準化されたことによりまして、運動施設率が設定されました。今までの、国の法律が 100 分の 50 を超えてはならないということの条項が定めておりますので、それに倣ったということでございます。
福島委員	ということは、運動施設が 100 分の 50 以下でなくてはいけないという、そういう意味で、公園全体の中でという意味ですか。ちょっとすいません。
真家都市整備課長	福島委員さんのおっしゃるとおりでございます。先ほどの説明の補足をさせていただきます。地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、運動施設率を参酌基準化するということで、国のほうで設定がありましたので、今回市のほうでも運

	動施設率を定めるということでございます。
福島委員	そうすると、市の中での施設、特に、玉里総合運動公園だけですか、これに当てはまるのは。
真家都市整備課長	市内に都市公園、運動施設は 2 公園ございまして、玉里運動公園と希望が丘公園でございます。こちらのほうの運動施設率ですが、45.8%と 43.6%となっております。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 20 号 小美玉市都市公園条例の一部を改正する条例について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶものあり】 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
5. 議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算（第 4 号） （産業建設常任委員会所管事項）	
幡谷委員長	次に議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算のうち産業建設常任委員会所管事項を議題といたします。執行部より説明を求めます。
真家都市整備課長	それでは、議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算、産業建設常任委員会所管事項についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。5 ページをお開き願います。第 2 表継続費補正についてご説明させていただきます。1、変更の表をご覧ください。左側から 8 款土木費、4 項都市計画費、事

	業名、羽鳥駅周辺整備事業につきまして、総額及び年割額を変更するものでございます。補正前の総額 26 億 4,921 万 6,000 円、補正後の総額 26 億 4,286 万 8,000 円、差し引き 634 万 8,000 円の減でございます。
矢口農政課長	続きまして、6 ページをお願いいたします。第 3 表繰越明許費についてご説明いたします。まず、農政課所管でございます。上から 5 行目、6 款農林水産業費、1 項農業費、農業経営支援事業といたしまして 1,272 万 7,000 円でございます。この事業は、国の補正予算による担い手確保経営強化支援事業費補助金の繰り越しをお願いするものでございます。内容につきましては、歳出の中で説明をさせていただきたいと思っております。以上です。
関口建設課長	その下になります。農道排水路整備事業でございます。1,720 万円の繰越明許費をお願いしております。理由といたしましては、金谷久保地区の農道整備事業でございます。よろしくをお願いいたします。
石井管理課長	続きまして、管理課所管となります。8 款土木費、2 項道路橋梁費のうち、事業名、道路橋梁維持管理費ということで 4,000 万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、羽鳥地内の高速道路にかかります羽鳥橋の補修工事の繰越分ということでございます。以上でございます。
関口建設課長	続きまして、建設課所管になります。その下になります。一般市道排水整備事業でございます。1 億 3,550 万円の繰り越しをお願いしております。内容といたしましては、市道美 1－8 号線、柴高・西郷地ほか 4 路線の繰り越し事業をお願いしております。よろしく申し上げます。
村山幹線道路推進課長	続きまして、その下の広域幹線道路整備事業につきましては、(仮称)石岡小美玉スマートインターチェンジアクセス道路である市道小 10916 号線のほか、4 路線の合計としまして 14 億 1,144 万 7,000 円の繰り越しをお願いするものです。
秋元基地対策課長	それでは私のほうから、歳入補正について説明させていただきます。11 ページをお願いします。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金のうち、交付金の確定による特定防衛施設周辺整備調整交付金については 2,617 万 6,000 円、再編関連訓練移転等交付金につきましては 4,044 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。
真家都市整備課長	続きまして、5 目土木費国庫補助金、1 節土木管理費補助金でございますが、民間住宅関連助成事業費助成金 10 万 1,000 円の補正減でございます。理由といたしま

	しては、住宅リフォーム費助成金の事業費の確定によるものでございます。
関口建設課長	続きまして、建設課所管になります。その下になります。2 節道路橋梁費補助金でございます。3 億 1,991 万 9,000 円の減額補正をお願いするものになります。内容といたしましては、社会資本整備総合交付金 3 億 8,369 万 1,000 円の補正減をお願いしております。こちらに関しましては、交付金額の確定による減額でございます。詳細につきましては歳出 8 款土木費の中でご説明をさせていただきます。続きまして、道整備交付金 6,377 万 2,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、事業費の確定による増額でございます。詳細につきましては歳出 8 款土木費においてご説明させていただきます。以上でございます。
真家都市整備課長	続きまして、3 節都市計画費補助金 6,810 万 1,000 円の補正増でございます。内訳といたしまして、社会資本整備総合交付金 7,100 万 2,000 円の補正増でございます。羽鳥駅周辺整備事業に関する交付金の増によるものでございます。続いて、街路交通調査費補助金 100 万円の補正減、集約都市形成支援事業費補助金 186 万 1,000 円の補正減、宅地耐震化推進事業費補助金 4 万円の補正減でございます。理由といたしましては、事業費の確定によるものでございます。
秋元基地対策課長	続きまして、12 ページをお願いします。15 款国庫支出金、3 項委託金、1 目総務委託金、1 節総務管理費委託金のうち、補償事務委託金 3,000 円の減額補正をするものでございます。
小川空港対策課長	同じく 12 ページをご確認ください。16 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金の百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金につきまして、45 万円の減額補正をお願いするものでございます。
矢口農政課長	農政課所管でございます。同じく 12 ページ、4 目農林水産業費県補助金、2 節農業費補助金から 1 億 101 万 1,000 円を減額するものです。内訳としまして、経営基盤強化資金利子助成補助金を 28 万 5,000 円の減額、青年就農給付金事業費補助金 242 万 5,000 円の減額、経営体育成支援事業費補助金に 238 万 5,000 円を追加、機構集積協力金に 160 万 1,000 円を追加、次の担い手確保経営強化支援事業費補助金 1,272 万 7,000 円を追加するものでございますが、これは先ほどの繰越明許費で説明しました事業でございます。最後に、畜産酪農収益力強化整備等特別対策補助金 1 億 1,501 万 4,000 円を減額するものです。次に、3 節農地費補助金の農地集積基盤整備促進事業費補助金に 32 万円を追加するものです。いずれも内容につきましては、歳出の中で説明させていただきたいと思っております。以上です。

真家都市整備課長	続きまして、13 ページ。6 目土木費県補助金、1 節土木管理費補助金、被災住宅復興支援事業費補助金 26 万 3,000 円の補正減につきましては、事業費の確定による減額をするものでございます。
村山幹線道路推進課長	続きまして、2 節道路橋梁費補助金の合併市町村幹線道路緊急支援市町村補助金につきましては 326 万 7,000 円の補正増をお願いするものでございます。
真家都市整備課長	続きまして、3 節都市計画費補助金 49 万円の補正減でございます。内訳といたしましては、都市計画基礎調査費交付金 47 万円の補正減、大規模盛土造成地マップ作成費補助金 2 万円の補正減でございます。いずれも事業費の確定による減額をするものでございます。
秋元基地対策課長	同じく 13 ページお願いします。19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、1 節基金繰入金のうち、まちづくり繰入金 9 万 8,000 円の減。次のページ、14 ページをお願いします。道路整備繰入金 4,023 万 4,000 円の減額補正をするものでございます。以上でございます。
村山幹線道路推進課長	続きまして、21 款諸収入、4 項受託事業収入、3 目土木費受託事業収入、1 節道路橋梁費受託事業収入の空港テクノパーク事務委託金につきましては 43 万 5,000 円の補正減をお願いするものです。
矢口農政課長	同じく諸収入の 5 項雑入、5 目雑入、3 節雑入の小川排水樋管操作業務委託金に 1 万 9,000 円を追加するものです。内容につきましては歳出の中で説明をさせていただきます。以上です。
秋元基地対策課長	基地対策課長（秋元久夫君） 同じく 14 ページ、21 款諸収入、5 項雑入、5 目雑入、3 節雑入のうち、騒音測定維持管理費負担金 3,000 円の減額補正をするものでございます。
矢口農政課長	次に、22 款市債でございます。1 項市債、2 目農林水産業債、1 節一般公共事業債の畑地帯総合整備事業債から 130 万円を減額するものです。内容につきましては歳出の中で説明をさせていただきます。
村山幹線道路推進課長	続きまして、15 ページの 4 目合併特例債、広域幹線道路整備事業債につきましては 1 億 5,590 万円の補正減をお願いするものです。
関口建設課長	続きまして、建設課所管でございます。次の次になります。湖岸公園整備事業債

	でございます。90 万円の補正減をお願いしています。市道玉 793 号線の事業費確定による減額でございます。よろしくお願いいたします。
真家都市整備課長	続きまして、小川地区 J R 羽鳥駅及び駅周辺整備事業債 7,360 万円の補正減をするものでございます。理由といたしましては、国の補助金である社会資本整備総合交付金の補正増により、市債を減額するものでございます。
石井管理課長	続きまして、管理課所管となります。同じく 15 ページの一番下になります。 6 目の土木債、1 節公共事業等債でございます。こちらにつきまして 1,520 万円の増をお願いするものでございまして、内容といたしましては起債申請の 2 次申請に伴う補正増でございます。以上で歳入に関する説明を終わります。
秋元基地対策課長	続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。なお、職員給与等人件費につきましては、説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。19 ページをお願いします。2 款総務費、1 項総務管理費、16 目防衛施設周辺整備事業費 6,233 万 4,000 円の増額補正をお願いしまして、補正後予算 8 億 3,415 万 5,000 円とするものでございます。内訳としましては、1 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 557 万 6,000 円の補正増でございます。内容ですが、13 節委託料、測量等委託料、市道小 103 号線笹井地内歩道整備 220 万円の減、16 節原材料費、工用材料、市道小 30225 号線下吉影・貝谷地内外 50 万円の減でございます。17 節公有財産購入費、用地買収市道小 10911 号線笹井地内外 2,480 万円の減、22 節補償、補填及び賠償金、物件移転補償費、市道小 10742 号線立延地内 1,610 万円の減。20 ページをお願いします。25 節積立金、道路整備基金積立金 4,317 万 6,000 円の増、同じく 25 節公共用バス整備基金積立金 600 万円の増でございます。続きまして、2 再編訓練移転等交付金事業 5,675 万 8,000 円の補正増でございます。内容ですが、13 節委託料、実施設計等委託料、耐震性貯水槽整備事業費 61 万 5,000 円の減、18 節備品購入費、自動車購入費、消防指揮車購入事業 305 万 7,000 円の減、同じく災害対策用備品購入費、災害対応エアートント購入事業 71 万 2,000 円の減、25 節積立金、再編関連訓練移転等交付金事業基金積立金 6,114 万 2,000 円の増でございます。続きまして、17 目基地対策費、基地対策事務費、11 節需用費、消耗品費 11 万 8,000 円の減でございます。
小川空港対策課長	同じく 20 ページでございます。18 目茨城空港推進費、茨城空港地域活性化事業費の 19 節負担金補助及び交付金の補助金でございますが、百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金で、事業確定に基づきまして 90 万円の減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。
織田下水道課	続きまして、34 ページをお開きください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環

長	境衛生費、説明欄の 7 戸別浄化槽事業特別会計繰出金におきまして、28 節繰出金 1,268 万 4,000 円の減額をお願いするものでございます。以上でございます。
矢口農政課長	<p>それでは、農政課所管でございます。35 ページをお願いいたします。6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費に 1,335 万 3,000 円を追加しまして、予算の総額を 1 億 5,535 万 6,000 円とするものです。内訳でございますが、農政企画総務事務費、4 節共済費の社会保険料から 30 万円の減額、7 節賃金の臨時職員賃金から 85 万 5,000 円の減額です。これはどちらも臨時職員の勤務実績に応じた減額でございます。続きまして、8 節報償費の講師謝礼 20 万円の減額でございます。これは、担い手農業者の育成を目的とした講習会の費用でございましたが、NPO 法人との共催で実施したことによりまして、市の負担がなくなったことから減額するものです。続きまして、13 節委託料、36 ページにまたがります。農業振興地域整備計画管理事業委託料の 6 万円の減額で、管理システムの追加導入費用の契約差額になります。続きまして、19 節負担金補助及び交付金の負担金 1 万 1,000 円の減額で、これは水戸地方農業改良推進協議会負担金の算出根拠である農業者の減少から減額されたことによります。次に、利子補給事業でございます。19 節負担金補助及び交付金の補助金、農業経営基盤強化資金利子助成補助金 57 万円の減額でございます。これは、歳入の農業経営基盤強化資金利子助成補助金 28 万 5,000 円を減額充当するものでございまして、交付実績に応じた減額でございまして、県が 50%を負担しております。次に、農業経営支援事業、19 節負担金補助及び交付金の補助金、青年就農給付金事業費補助金を 242 万 5,000 円減額するもので、歳入の青年就農給付金事業費補助金の全部を減額充当するものです。これは、給付決定者 16 名に対しまして、交付額が確定したことにより減額するものです。続きまして、経営体育成支援事業費補助金 238 万 5,000 円を追加するもので、歳入の経営体育成支援事業費補助金の全部を充当するものです。この事業は地域農業の担い手の育成を目的に、農業用機械の導入などを支援するもので、県より 1 名分の補助事業の配分結果が通知されましたので 238 万 5,000 円の追加をお願いするものです。続きまして、担い手確保経営強化支援事業費補助金 1,272 万 7,000 円を追加するもので、歳入の担い手確保経営強化支援事業費補助金の全部を充当するものです。この事業は平成 29 年度国の補正予算で創設されました先進的な農業経営を確立するために必要な農業用機械施設の導入を支援する事業で、国に対し、3 人の農業者から 1,272 万 7,000 円の事業要望を行ったため補正をお願いするものです。なお、この事業の交付決定は 3 月末を予定していますので、まだ事業の実施内容が確定しておりませんが、交付決定の内容に応じまして繰越明許費で説明したとおり、平成 30 年度に繰り越した上で実施するものでございます。次に、農地中間管理事業、19 節負担金補助及び交付金の補助金に経営転換協力金補助金 116 万円を、耕作者集積協力金補助金に 44 万 1,000 円をそれぞれ追加するもので、歳入の機構集積協力金の全部を充当するものです。これら</p>

	<p>の補助金についても茨城県内の貸付面積が確定しましたので、協力金の交付単価が確定したことから追加をお願いするものです。次に、4 目経営所得安定対策費から 100 万円を減額し、予算総額を 9,705 万円とするものです。内容は、経営所得安定対策事業、19 節負担金補助及び交付金の補助金、水田活用事業補助金で、実績に合わせて 100 万円を減額するものでございます。次に、5 目畜産業費から 1 億 1,501 万 4,000 円を減額し、予算総額を 367 万 2,000 円とするもので、歳入の畜産酪農収益力強化整備等特別対策補助金の全部を減額充当するものです。内容でございますが、畜産振興事務費、19 節負担金補助及び交付金の補助金、畜産酪農収益力強化整備等特別対策補助金の全部を減額するもので、この事業は 29 年の第 3 回の定例会において、補正の承諾をいただいた事業でございましたが、その後に事業実施者の農業者から、規模拡大に伴う環境対策について、計画の見直しの要望がありました。その内容で国・県と協議をした結果、事業計画を取り下げるといようなことになりましたので、全額を減額するものでございます。次に、37 ページをお願いします。6 目農地費から 291 万円を減額し、予算総額を 5 億 6,706 万 7,000 円とするものです。内容は、農地総務事務費、19 節負担金補助及び交付金の補助金に、玉里土地改良区設立委員会補助金 100 万円を追加するものです。この補助金は、現在市内に法人格を有します土地改良区が玉里地区に 3 つありますが、効率的な維持管理の実施を目的に合併をするため、その合併に要する費用の一部を助成するものです。次に、畑地帯総合整備事業、19 節負担金補助及び交付金の負担金の県営畑地帯総合整備事業負担金 152 万 9,000 円を減額するものです。これは、歳入の畑地帯総合整備事業債 130 万円を減額充当するものでございます。この負担金は、上小岩戸地区で実施しています県営畑地帯総合整備事業に対する負担金で、工事の種類ごとに 9 種類の負担割合がございましたが、これまでは便宜上、統合補助金というものを設定して負担してまいりましたが、事業終期を迎えたことから、今年度において本来負担すべき額に精算するため減額するものでございます。続きまして、補助金、農地集積基盤整備推進事業補助金に 47 万円を追加するもので、歳入の農地集積基盤整備推進事業補助金 32 万円を充当するものでございます。この補助金は、上小岩戸地区県営畑地帯総合整備事業において、担い手である経営体に農地集積がしやすいように、農地の貸し手に対する土地改良事業負担分を軽減することを目的に、県、市が補助するものでございますが、28 年度事業が確定したことから 47 万円を追加するものです。以上です。</p>
石井管理課長	<p>続きまして、管理課所管の補正の説明でございます。その下になります。7 番の地籍調査費ということで、13 節委託料 150 万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、支出残が見込まれるための減額でございます。以上でございます。</p>

織田下水道課長	続きます、その下になります。説明欄の 9 農業集落排水事業特別会計繰出金におきまして、28 節 67 万 4,000 円の減額をお願いするものでございます。以上でございます。
矢口農政課長	それでは、その下にあります玉里地区地籍調査事業、1 節報酬、地籍調査審議会委員報酬 7 万円の減額と、地籍調査推進員報酬 78 万 9,000 円の減額で、どちらも開催実績や勤務実績に応じ減額するものです。以上です。
関口建設課長	続きます、建設課所管になります。一番下になります。7 目農道・かんがい排水整備費でございます。15 節工事請負費 1,000 万円の補正減でございます。2 農道・排水路整備事業 1,000 万円の減、15 節工事請負費、市単独農道新設改良工事 1,000 万円の補正減となります。理由といたしましては、金谷久保地内の農道整備事業の事業費が確定したための減額でございます。よろしく申し上げます。
矢口農政課長	それでは、38 ページをお願いします。3 項水産業費、1 目水産業振興費に 1 万 9,000 円を追加し、予算総額を 96 万 6,000 円とするものです。これは、水産業振興事務費の 13 節委託料、小川排水樋管操作業務委託料で、歳入で説明いたしました小川排水樋管操作業務委託料の全部を充当するものでございます。この委託料についても、平成 29 年度の作業実績が確定したこと増額するものでございます。以上です。
浅野商工観光課長	続きます、同じページの中段、下段になりますが、7 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、13 節の委託料でございます。空の駅管理運営費におきまして、イベント開催業務委託料を事業確定によりまして 2 万 9,000 円を補正減するものでございます。よろしく願いいたします。
石井管理課長	続きます、39 ページをお願いいたします。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費でございますけれども、補正前 1 億 1,418 万円のところ、45 万 1,000 円の補正の増をお願いいたしまして、1 億 1,464 万 1,000 円とするものでございます。こちらの中段、2 番としまして土木総務事務費のほうをごらんいただきたいと思います。土木総務事務費といたしまして 60 万の減でございます。内訳でございますけれども、4 節の共済費のうち、社会保険料 12 万円の減、7 番賃金ということで、臨時職員賃金 46 万円の減、次に旅費ということで、普通旅費 2 万円の減でございます。以上でございます。
真家都市整備課長	続きます、その下の 2 目建設指導費でございます。1 番建築指導総務事務費、19 節負担金補助及び交付金 179 万 5,000 円の補正減でございます。内容といたしまして、被災住宅復興支援事業利子補給金 26 万 2,000 円の補正減、民間住宅関連助成

	<p>事業費補助金 13 万 4,000 円の補正減、移住促進住宅取得補助金 139 万 9,000 円の補正減。理由といたしましては、いずれも事業費の確定による減額でございます。</p>
石井管理課長	<p>続きまして、40 ページをお開き願いたいと思います。8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費でございます。こちらにつきまして 200 万円の補正の増をお願いいたしまして 2 億 8,588 万 3,000 円とするものでございます。なお、こちらにつきましては、起債額確定に伴います財源の入れ替えがございます。内容でございますけれども、1 番道路橋梁維持管理費としまして、16 節原材料費 300 万円の補正増をお願いし、17 節公有財産購入費 100 万円の減をお願いするものでございます。こちらにつきましては、不足の見込まれる原材料費に充てるため、不用額でございます地籍調査費の委託料、土木総務事務費、公有財産購入費を充てるものでございます。以上でございます。</p>
関口建設課長	<p>続きまして、建設課所管になります。同じページ中段となります。3 目道路新設改良費、2 一般市道排水整備事業になります。5,873 万円の補正減でございます。13 節委託料 300 万円の補正増でございます。実施設計委託料で市道美 1-11 号線、竹原中野谷地区の道路改良工事に伴う 300 万円の補正増をお願いしております。続きまして、15 節工事請負費 5,661 万 2,000 円の補正減でございます。理由といたしましては、先ほど歳入のほうでご説明いたしました社会資本整備総合交付金における交付額の確定により、こちらの事業費も 7,111 万 2,000 円を減額でございます。こちらは市道玉 793 号線栗又四ヶ線のほか 3 路線でございます。それに伴いまして、22 節物件移転補償費から財源入れかえで 602 万円の補正増をお願いしております。こちらは市道美 1-8 号線西郷地地内の道路改良に伴うものでございます。最後になりますが、工事費の確定ということで 850 万円の補正増をお願いしております。市道玉 301 号線栗又四ヶ地内のほか 1 号線の道路改良工事に伴うものでございます。続きまして、17 節公有財産購入費 250 万円の補正増でございます。用地買収費 250 万円の補正増でございます。こちらは 22 節物件移転補償費から財源入れかえによる補正増で 100 万円、市道美 1-8 号線西郷地地内の用地買収に伴うものでございます。それと、事業費前倒しにより増額といたしまして、市道小 10457 号線中延地内の用地買収に伴う 150 万円の増額といたしまして 250 万円の補正増をお願いしております。続きまして、22 節補償、補填及び賠償金 762 万 1,000 円の補正減でございます。こちらの内容といたしましては、物件移転補償費 762 万 1,000 円の補正減でございます。こちらにつきましても、先ほど歳入のほうでご説明いたしました社会資本整備総合交付金における交付額の確定により 62 万 1,000 円の減額をしております。減額の道路路線は市道美 1-11 号線竹原中郷地内でございます。それに伴いまして、工事費、用地買収への財源入れかえに伴う減額といたしまして 700 万円の減額をしております。合わせて 762 万 1,000 円の補正減でございます。よろしくお願</p>

	<p>いたします。</p>
<p>村山幹線道路 推進課長</p>	<p>続きまして、3 広域幹線道路整備事業につきましては 4 億 4,698 万 3,000 円の補正減をお願いするものです。内容としましては、13 節委託料につきましては 8,127 万 9,000 円の補正減をお願いするものです。測量等委託料で 164 万 3,000 円の減ですが、これは張星地内の市道美 1627 号線及び羽鳥宿・張星線西におきまして境界復元の執行残でございます。実施設計等委託料で 2,700 万円の減ですが、これは石岡小美玉スマートインターチェンジアクセス道路及び羽鳥宿・張星線西におきまして埋蔵文化財調査の執行残でございます。用地交渉調査等委託料で 736 万 4,000 円の補正増ですが、これは栗又四ヶ線の補償調査費でございます。広域幹線道路整備委託料で 6,000 万円の補正減ですが、これは石岡小美玉スマートインターチェンジアクセス道路の交付決定額の差額分でございます。続きまして、15 節工事請負費につきましては、羽鳥地内の市道美 1627 号線の交付決定差額分及び羽鳥宿・張星線西の用地交渉不調によりまして 2 億 337 万 1,000 円の補正減をお願いするものです。17 節公有財産購入費につきましては、栗又四ヶ線及び羽鳥宿・張星線西の用地交渉不調によりまして 1 億 1,732 万 1,000 円の補正減をお願いするものです。22 節補償、補填及び賠償金につきましては、電柱・立木等移転補償費で栗又四ヶ線及び羽鳥宿・張星線西の用地交渉の不調によりまして 7,501 万 2,000 円の補正減でございます。続きまして、5 空港関連道路整備事業につきましては 55 万円の補正増をお願いするものです。内容としまして、下吉影地内市道小 115 号線におきまして、用地買収契約の締結によりまして、13 節委託料につきましては、測量費として 50 万円の増、用地交渉調査費としまして 5 万円の補正増をお願いするものでございます。以上です。</p>
<p>真家都市整備 課長</p>	<p>続きまして、その下になります。第 4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、2 番都市計画総務事務費 267 万 4,000 円の補正減でございます。内容といたしましては、8 節報償費、都市計画道路再検討委員謝金 13 万 5,000 円の補正減、13 節委託料 253 万 9,000 円の補正減、内訳といたしまして、都市計画支援システム管理委託料 2 万 1,000 円の減、都市計画基礎調査業務委託料 115 万 6,000 円の減、都市計画道路再検討調査業務委託料 72 万 4,000 円の減、立地適正化計画策定業務委託料 42 万 2,000 円の減、宅地耐震化推進事業業務委託料 21 万 6,000 円の減でございますが、いずれに係りましても事業費、契約額の確定により減額をするものでございます。続きまして、42 ページをお願いいたします。2 目街路事業費、3 番羽鳥駅周辺整備事業 661 万 8,000 円の補正減でございます。内容といたしまして、8 節報償費、羽鳥駅東口拠点整備等検討委員会謝金 27 万円の補正減、続いて 15 節工事請負費、駅前広場等整備工事 634 万 8,000 円の補正減でございます。理由といたしましては、工事契約額の確定により減額をするものでございます。</p>

織田下水道課長	続きますして、その下になります。4 目公共下水道費、説明欄の 1 下水道事業特別会計繰出金におきまして、28 節繰出金 6,294 万 9,000 円の減額をお願いするものでございます。以上でございます。
真家都市整備課長	続きますして、第 5 項住宅費、1 目住宅管理費、4 番応急仮設住宅対策経費 101 万 5,000 円の補正減でございます。内容といたしましては、12 節役務費の手数料、民間住宅の借上手数料 17 万 5,000 円の補正減、14 節使用料及び賃借料、応急住宅賃借料 84 万円の補正減をするものでございます。理由といたしましては、東日本大震災による福島原発事故での帰宅困難区域からの入居者の申請がなかったため減額するものでございます。続きますして、57 ページをお願いいたします。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出額並びに事業の進行状況等に関する調査でございます。先ほど、1 ページで継続費補正についてご説明させていただきましたとおり、8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、羽鳥駅周辺整備事業につきまして、年度ごとの全体計画、財源の内訳、支出予定額、継続費の総額に対する年度ごとの進捗率などが記載されております。ご確認のほどよろしくをお願いいたします。以上で議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。 ここで、午後 2 時 40 分まで暫時休憩といたします。
	休憩 午後 2 時 25 分 - 午後 2 時 40 分
幡谷委員長	休憩前に引き続き会議のほうを続けます。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
福島委員	それでは、何件か聞かせていただきたいと思います。初めに、11 ページの民間住宅関連助成事業補助金、住宅リフォームを行った残金だとおっしゃいましたけれども、実際に何件の住宅リフォームの申請があつて行ったのかお聞かせください。
真家都市整備課長	ただいまのご質問にお答えしたいと思います。全体で 18 件ございました。
福島委員	ありがとうございます。では続いて、その下の防衛施設周辺、防音装置事業は何

	件ぐらいやったんでしょうか。
小川空港対策課長	百里飛行場の騒音対策事業費補助金の件でよろしかったでしょうか。
福島委員	はい。
小川空港対策課長	本年度の申請件数は 1 件でございます。
福島委員	そうすると、特にこれだけ残ったというのは、ちょっとその事情を教えてくださいたいと思います。
小川空港対策課長	本事業につきましては、旧小川町のエリアについて、この一部につきまして、平成元年 6 月 30 日の防衛省の告示第 8 号によりまして示された場所のエリアにつきまして、この告示日以降に建築されました住宅の改築及び新築につきまして、申請者の申請に基づきまして補助を行っている事業でございます。事業の内容としましては、エリア区分に基づきまして、騒音の大きさにより、現在エルデンという表示を使っておりますが、エルデンが 62 以上のエリアがほとんどでございますが、それ以外に 62 より下の 57 から 62 までの地区と大きく 2 エリアございますが、大きくは 62 以上のエリアがほとんどでございます。今回申請がございましたのは 62 のエリアでございます。こちらの地区の方からの申請につきましては上限 10 万円。また、57 から 62 のエリアにつきましては 5 万円という形で補助金のほうを出しております。ただいまのご質問がございましたように、なぜ今年度 1 件かということでございますが、過去の補助金の申請状況をさかのぼりますと、28 年度は合わせまして 5 件、その前々年度が 4 件、ただ、さかのぼりまして 3 年前になりますと、やはり 1 件、2 件、1 件ということで、年度によりまして正直ばらつきがあるのが現状でございます。本年度につきましては、市のホームページ並びに広報紙、広報紙につきましては、通年ですと年度の初めで 1 回広報を回すところを 2 回広報で関係者の方に周知させていただいておりますが、住宅等の建設のブームが若干落ちてきた経緯があるのかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。
福島委員	わかりました。当初の予算がちょっと多かったのかなという気がしております。続いてすみません。19 ページお願いします。特定防衛施設周辺整備事業の関連のことをちょっとお尋ねいたします。理由をちょっと一言、初めに言っていただければ聞かなくても済んだのかなと思いますけれども、まず公有財産購入費ということで減が出ておりますけれども、これはどこの土地を買った、どこの用地なんですかね。初めにお願いします。

関口建設課長	<p>ただいまのご質問についてお答えいたします。こちらの事業に関しましては建設課のほう为主体で事業を行っておりまして、用地買収費につきましては、中央線の用地買収を行う予定で、予定と言ったらおかしいですけども、購入するべく事業を進めていたんですけども、交渉には入っているんですが、なかなか買収まで至らないという点で減額させていただきました。以上でございます。</p>
福島委員	<p>わかりました。その後めくって、積立金、それが整備積立金というところに少し、どういう形でこれ、もう予定しているから積んでいくのか、ちょっとこの積立金の成り立ちというか、その後の使い道というのか、ちょっとその点、市単の公用バスもそうですけれども、今後それをどういうふうになくなっていくのかというのを、ちょっとすいません、説明していただけたらありがたいです。</p>
関口建設課長	<p>それでは道路整備基金積立金について、建設課のほうで積み立てておりますのでご説明いたします。ことしが積み立ての最終年度となりまして、残額について、あくまでも中央線の道路整備ということでの積立金となっております。それに伴って、今年度が最後の積み立てとなりまして、来年度からの積み立てはなくなりまして、取り崩しだけとなっております。以上でございます。</p>
福島委員	<p>わかりました。では、続いて飛びまして、36 ページをお願いします。農業経営支援事業で、担い手確保ができたという話がありましたけれども、どのような農業の分野というんですか、何をされている方なのかちょっと教えていただけたら、今後、小美玉市の中でどういう農業経営がふえていくのかなということも、ちょっと聞きたいのでお願いいたします。</p>
矢口農政課長	<p>担い手確保経営強化支援事業費補助金の内容でございますが、これは説明したとおり、30 年度に繰り越す内容でございますが、要望している内容ですが、3 名の農業者がおります。1 人が酪農でございます。この方がトラクターのほうを要望しております。それと露地野菜の方が 1 名、この方もトラクターを要望しております。最後にもう一人、花木の方で、この方がトラクターとホイールローダーのほうを要望している事業でございます。小美玉市のメインといえば酪農、露地野菜等が後継者も育てておりますので、いわゆる担い手が多い分野かなと思います。以上です。</p>
福島委員	<p>ありがとうございます。やっぱり一番の、大事な農業をつないでいってくれる担い手の確保というのは、とても重要な事業だと思っておりますので、こういう方たちが補助をいただきながら、次の世代を担っていただけるとありがたいなと思っておりますので、こういう事業がどんどん進んでいくといいなと思っております。よろしくお願いをいたします。次に、39 ページ。被災住宅、先ほど福島の避難されている</p>

	方と被災住宅復興支援事業と、この下ずっとありますけれども、この関連をちょっと、同じなのか同じでないのか、ちょっと私にはわかりませんでしたので、ちょっと説明をお願いします。
真家都市整備課長	まず初めに、被災住宅の件ですが、福島原発の被災エリアからの移住、こちらに住みたいという方の申請がなかったためでございます。もう一点、被災住宅復興支援事業利子補給金でございますが、こちらにつきましては、東日本大震災で家屋等の被害があった方に対して、被災住宅の補修、復旧に対しまして、利子の補給をしているところでございます。全額県補助金でございます。以上です。
福島委員	わかりました。その下のところ、移住促進住宅取得補助金、これは多分新たな補助金制度だと思いますけれども、これは何人ぐらい申請があって、実際に補助を行ったんでしょうか。
真家都市整備課長	移住促進住宅取得事業ですけれども、申請件数が 12 件ございました。内訳でございますが、新築が 5 世帯、新築の購入で建売住宅の購入が 2 世帯で合計 7 世帯。中古住宅が 3 世帯、中古住宅の購入プラス改修が 2 世帯でございます。以上です。
福島委員	いずれも市外からの方ということですね。
真家課長	移住した世帯数及び人数でございますが、12 世帯で 32 名、市外から移住、内訳ですが、石岡市から 6 世帯で 16 名、笠間市から 2 世帯で 6 人、それぞれ日立市、鉾田市、神栖市、茨城町から 1 世帯ずつでございます。
福島委員	ありがとうございました。こういう制度をつくって、そうやって移住してきてくださる方がいるのはありがたいですが、ただ出ていかれる方もいるんじゃないかなということも思っておりますので、その点しっかりとお願いします。最後もう一点、41 ページの上のほうに、公有財産、これは不調になったから減額だと言うけれども、こういう場合は、いずれまた成立しそうであれば改めて予算化されるというふうに理解していいんですか。
村山幹線道路推進課長	用地交渉につきましては、切れ目なく交渉しておりまして、365 日定期的に、難しい地権者に対しては契約していただけるよう交渉しておりますので、引き続き予算のほうは計上させていただきたいと思っております。以上です。
野村委員	老婆心からちょっと聞きたいんですけれども、先ほど 41 ページ。工事請負費、幹線整備かな、2 億からのあれで張星って言ったよね。これは岩間インターから来る

	あの道路なのかな。契約が不調だとかという話で、どういうふうになっているんだか、ちょっとお聞きしたい。
村山幹線道路 推進課長	工事請負費の 2 億円の件につきましては、張星というのは張星西線、羽鳥小学校のところぶつかる道路のほうになります。今、委員のほうからご指摘がありました岩間インターのほうからの路線とは違ひまして、あちらのほうは用地交渉も順調に進んでおりますけれども、羽鳥小学校の丁字路になっているところの用地交渉のほうが不調になっております。
野村委員	わかりました。もう一つ、これも老婆心で、きょうは現地調査に行きましたね。小松部長にお聞きしたいんですけども、どうして、まだめどは立っていないのか。上馬場から田んぼのところ。そしてまた、脳神経外科に行くという道路はまだまだ決着がつかないのか。一番最初にあそこへ予算をつけて、何でできないのかなと思って。これも老婆心。早くできないかなと思っている。
小松都市建設 部長	では、ご指名ですので、私のほうから栗又四ヶ線の状況ですが、以前から用地交渉の中で、なかなかご協力いただけない方が、ちょうど園部川前後にいらっしゃるところで、鋭意担当のほうでいろいろ地権者の交渉には精力的に当たってはもらっているんですが、まだご協力というところまではいっていないような状況でございます。それとは別に、玉里地内の栗又四ヶ地内で、今一部工事を進めているところもございまして、できるところから、部分部分ではございまして、工事を実施しております。それから、最後の国道 355 号につながる、ぺんてる方面に向かうルートになるんですが、そこについては用地の測量をやっておりまして、新年度に入りましてから、関係地権者の用地交渉をこれから進めていくという、段階まで来ておりますので、引き続き頑張らせていただきたいと思います。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算のうち産業建設常任委員会所管事項を採決いた

	<p>します。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>6. 議案第 26 号 平成 29 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算</p>	
<p>幡谷委員長</p>	<p>次に議案第 26 号 平成 29 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
<p>織田下水道課長</p>	<p>議案第 26 号 平成 29 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。1 ページ及び 2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正をご覧ください。今回の補正につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ 5,467 万 2,000 円を減額しまして、予算総額をそれぞれ 14 億 1,978 万 3,000 円とするものでございます。続きまして、3 ページ。第 2 表繰越明許費でございますが、1 款下水道費、1 項下水道管理費、公共下水道一般管理事務費で 966 万 6,000 円、2 項下水道建設費、流域下水道事業費で 258 万 2,000 円を繰り越すものでございます。公共下水道一般管理事務費につきましては、企業会計移行支援業務におきまして、関連業務との調整に不測の日数を要したため。流域下水道事業費につきましては、茨城県の霞ヶ浦湖北流域下水道の事業執行に合わせて繰り越すものでございます。</p> <p>続きまして、第 3 表地方債補正でございますが、公共下水道事業債が 1,460 万円の減の 2 億 1,090 万円、霞ヶ浦湖北流域下水道事業債が 100 万円減の 880 万円、特定環境保全公共下水道事業債が 830 万円減の 8,540 万円に補正するものでございます。続きまして、5 ページをご覧ください。歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目受益者負担金の 1 節公共下水道事業負担金につきまして、現年分が 1,000 万円の増、滞納繰越分が 90 万円の減、合計 910 万円の増額。2 節特定環境保全公共下水道事業負担金につきまして、現年分が 700 万円、滞納繰越分が 14 万円の合計 714 万円の増額でございます。これにつきましては、負担金の全納者が想定より多かったことや、区域外流入による加入者の増となったことが主な原因でございます。続きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、1 節公共下水道事業費補助金につきましては、国の補助金の確定により 300 万円の増、4 款県支出金、1 項県補助金、1 目下水道費県補助金、1 節公共下水道事業費補助金のうち、市町村下水道整備支援事業費補助金が 42 万円、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金が 39 万円、合計 81 万円の減、同様に 2 節特定環境保全公共下水道事業費補助金のうち、市町村下水道整備支援事業費補助金が 18</p>

万円、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金が 41 万円の合計 59 万円の減額でございます。公共下水道、特定環境保全公共下水道ともに、市町村下水道整備の支援事業費補助金につきましては、市単独事業費の減少により、また湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金につきましては、供用開始後 3 年以内の接続が見込みを下回ったことによるものでございます。次に、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、職員給与費の減少や事業費の入札差金等により 6,294 万 9,000 円の減、6 款繰越金、1 項繰越金でございますが、前年度実質収支により 890 万 5,000 円の増でございます。7 款諸収入、2 項雑入につきましては、消費税還付金としまして 539 万 4,000 円の増、消費税還付加算金 3 万 8,000 円の増、平成 28 年度分の還付金でございます。8 款市債、1 項市債、1 目下水道債のうち、公共下水道事業債 1,460 万円、霞ヶ浦湖北流域下水道事業債 100 万円、特定環境保全公共下水道事業債 830 万円、合計で 2,390 万円の減額でございます。これにつきましては、事業費の見込みによるものでございます。続きまして、7 ページをご覧ください。歳出でございますが、1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目公共下水道総務費の説明の欄 2 の公共下水道一般管理事務費の 19 節負担金補助及び交付金が排水設備工事費助成金の申請件数の実績により 98 万円の減でございます。25 節積立金の下水道事業建設基金積立金が 1,766 万円の増、これは公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の受益者負担金の全納等により、納付された翌年度以降分を積み立てるものでございます。27 節公課費の消費税が 1,200 万円の減でございます。2 目公共下水道維持管理費につきましては、19 節負担金補助及び交付金の霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金が汚水量の実績により 2,666 万 2,000 円の減でございます。3 目特定環境保全公共下水道総務費につきましては、19 節負担金補助及び交付金の排水設備工事費助成金が申請件数の実績により 72 万円の減でございます。続きまして、4 目特定環境保全公共下水道維持管理費は、19 節負担金補助及び交付金の霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金が去年の汚水量実績により 496 万 2,000 円の減でございます。

続きまして、2 項下水道建設費の 1 目公共下水道事業費、説明欄の 2 公共下水道整備事業費につきましては、13 節委託料が全体計画拡大、都市計画決定図書作成業務が 110 万円の減、15 節工事請負費の管渠埋設工事は入札差金等により 1,260 万円の減でございます。2 目流域下水道事業費の 19 節負担金補助及び交付金の霞ヶ浦湖北流域下水道建設費負担金につきましては 112 万円の減でございます。これは、茨城県の流域下水道事業費の減少によるものでございます。3 目特定環境保全公共下水道事業費の説明欄の 2 特定環境保全公共下水道整備事業費につきましては、15 節工事請負費の管渠埋設工事が入札差金等により 900 万円の減でございます。次に、2 款公債費、2 目利子につきましては、23 節長期債利子が 185 万 4,000 円の減でございます。下水道事業特別会計補正予算につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>1つだけすいません。歳入、繰入金のところ、減の理由、もうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。</p>
織田下水道課長課長	<p>一般会計繰入金の主な減の理由でございますが、人件費の減少のほか、事業費、執行費の減というものが主な理由となっております。以上でございます。</p>
幡谷委員長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 26 号 平成 29 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>7. 議案第 27 号 平成 29 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算</p>	
幡谷委員長	<p>次に議案第 27 号 平成 29 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
織田下水道課長	<p>議案第 27 号 平成 29 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。1 ページ上、右ページの第 1 表歳入歳出予算補正をご覧ください。今回の補正につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ 3,616 万 5,000 円減額し、予算総額をそれぞれ 7 億 6,845 万 4,000 円とするものでございます。続きまして、3 ページ、第 2 表地方債補正でございますが、農業集落排水事業債の限度額を 2,090 万円減額しまして、2 億 7,770 万円とするものでござい</p>

	<p>ます。続きまして、5 ページをご覧ください。歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農業集落排水事業費分担金が 150 万円の増でございます。次に、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目污水处理施設整備交付金につきましては、補助金額の確定により 3,550 万円の減額でございます。4 款県支出金、1 項県補助金、1 目農業集落排水事業費県補助金につきましては、農業集落排水事業費補助金が 38 万 5,000 円、農業集落排水施設接続支援事業費補助金が 22 万円の合計 60 万 5,000 円の減額でございます。続いて、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては 67 万 4,000 円の減、7 款繰越金、前年度繰越金につきましては前年度実質収支により 934 万 3,000 円の増でございます。8 款諸収入、3 項雑入でございますが、消費税還付金が 1,045 万 2,000 円、消費税還付加算金が 1 万 1,000 円、東電損害賠償補償金が 20 万 8,000 円で合計 1,067 万 1,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、消費税還付金、消費税還付加算金及び東電損害賠償補償金額の確定による補正増でございます。9 款市債、1 目農業集落排水事業債につきましては 2,090 万円の減でございます。続きまして、6 ページをご覧ください。歳出でございますが、1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水管理費、1 目農業集落排水総務費、説明欄の 2 一般管理費で 19 節負担金補助及び交付金の排水設備工事費助成金が 34 万円の減、25 節積立金につきましては、農業集落排水事業債減債基金積立金が 2,305 万 6,000 円の増でございます。続きまして、2 目農業集落排水維持費の説明欄の 1 施設維持管理費で、12 節役務費、通信運搬費が 10 万 5,000 円の増、回線使用料の執行見込みによるものでございます。15 節工事請負費で、付帯工事費 56 万 4,000 円の減額でございます。続きまして、2 項農業集落排水建設費につきましては、説明欄の 1 巴中部地区整備事業において、15 節工事請負費が污水管路の施設事で 2,600 万円、付帯工事で 2,800 万円、合計 5,400 万円の減額でございます。これは、契約差金等執行見込みによるものでございます。22 節補償、補填及び賠償金の水道管移設補償費が 400 万円の減でございます。次に、2 款公債費、1 目元金が財源内訳補正、2 目利子の長期債利子が 75 万 5,000 円の減額でございます。以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明でございます。よろしくお願いたします。</p>
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>では、1 つだけお聞かせください。巴中部地区の工事請負、確定によって減額されたということは、全体的に今後この事業そのものがどういうふうになっていくのか。一般質問の中でも荒川議員が聞いていらっしゃるけれども、今後、この事業がどういうふうになっていくのか。確定したから、国の補助のほうも確定したということですがけれども、今後どういうふうになっていくのかかわれば、ちょっと</p>

	そのことだけお聞かせください。
織田下水道課長	巴中部地区の今後ということですが、29 年度をもちまして巴中部地区の整備につきましては完了となります。今後につきましては、その施設また管路等につきまして、維持管理をしていくということになります。また、推進協議会から維持管理組合と地元の組織等もかわりますので、地元で施設の草刈り等の維持管理をお願いしながら進めていくということになります。以上でございます。
福島委員	それぞれが、その地区地区で多分終了していくかと思えますけれども、今後やっぱり農集そのものが、もうある程度完了したという形になっていくんでしょうか。そこら辺をちょっと詳しく教えてください。
織田下水道課長	今後の農集事業ということですが、農集全般的につきましては、公共下水道と統合するとか、農集を一緒にする。また、見直しにより、浄化槽区域ということも考えられます。このようなことにつきまして、今後は経済的なこともありますので、含めまして検討していくということになると思います。以上でございます。
福島委員	わかりました。公共事業、特にこの下水道とかそういうものは、非常に費用のかかるものですが、市民の皆さん、早く下水道が来てくれたらという要望も強い事業です。やっぱりきちんと計画を立てて、どこはいつごろだっていう、そういう住民に対する、下水道全般ですけども、徐々にそういう説明も常にしていっていただきながら、早く生活改善というんですか、快適な生活ができるような、そういう仕組み全体をやっていっていただけたらありがたいなと思っておりますので、その計画をしっかりと作っていただきたいことを要望しておきます。よろしくお願ひします。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 27 号 平成 29 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。おはかり

	<p>いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>8. 議案第 28 号 平成 29 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算</p>	
<p>幡谷委員長</p>	<p>次に議案第 28 号 平成 29 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
<p>織田下水道課長</p>	<p>議案第 28 号 平成 29 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明いたします。1 ページ及び 2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出それぞれ補正額 2,752 万 9,000 円を減額しまして、予算総額をそれぞれ 5,629 万 4,000 円とするものでございます。続きまして、3 ページ、第 2 表地方債補正でございます。浄化槽事業債の限度額を 990 万円減額しまして 980 万円とするものでございます。続きまして、5 ページをご覧ください。歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 項分担金の受益者分担金につきましては 187 万円の減でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目汚水処理施設整備交付金が 1,003 万 9,000 円の減、4 款県支出金、1 項県補助金、2 目浄化槽市町村整備推進事業費補助金につきましては 445 万円の減、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては 1,268 万 4,000 円の減でございます。これらの歳入につきましては、いずれも戸別浄化槽の設置数による補正減でございます。7 款繰越金、前年度繰越金としまして 1,161 万 4,000 円の増、8 款諸収入、3 項雑入につきましては、消費税還付金が 20 万円の減、9 款市債、1 目浄化槽事業債が戸別浄化槽の設置数に伴い 990 万円の減でございます。次に、歳出でございます。6 ページをお開きください。1 款戸別浄化槽事業費、1 項浄化槽管理費、1 目浄化槽総務費の 25 節積立金につきましては、戸別浄化槽事業債減債基金積立金が 432 万円の減でございます。減債基金につきましては、浄化槽市町村整備推進事業費補助金の減額に伴うものでございます。2 目浄化槽維持管理費につきましては、12 節の役務費、手数料が汚物汲取手数料の不足分として 53 万円の増でございます。続きまして、2 項浄化槽事業費、説明欄の 2 浄化槽事業費、15 節工事請負費、戸別浄化槽設置工事につきましては 2,365 万 1,000 円の減でございます。こちらにつきましては、当初 28 基の浄化槽設置を予算化しておりましたが、15 基の設置実績でございましたので、減額をするものでございます。2 款公債費、2 目利子でございますが、長期債利子としまして 12 万 6,000 円の減でございます。戸別浄化槽事業特別会計補正予算の説明につつま</p>

	しては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
福島委員	半分意見という形で、ちょっと言わせていただきます。この制度ができたときに、私はとてもいい制度だなと思っておりました。しかしながら、設置をする条件に合わない家庭が非常に多いということもその後伺いまして、なかなか大変な事業なんだということも感じました。今度新たに補助制度という形で、もう少し緩和した状態で補助ができるのではないかなということで、それもやっぱり大勢、多くの人がある制度を活用できることが大事なことだと思っております。その中で、今後は新しい浄化槽の維持管理というのは、市がどの程度かかわるのか。全く個人が維持管理全部を管理していくのか。少なくとも補助をもらったんだから、指導的な立場で指導が行われるのかどうか。ちょっとその点をお聞かせください。
織田下水道課長課長	市としましては、補助金という形で浄化槽設置について補助をします。維持管理につきましては、個人にお任せをするわけなんですけれども、管理につきましても指導のほか、それをどういうふう管理しているかという調査等なんかも行うというところは思っております。ただ、基本的には維持管理は個人の方にお任せということで考えております。
福島委員	今後のそのことですけれども、やはり浄化槽というのは維持管理をしていかないとなすぐに不具合が出てくるものなので、補助金はあげましたが、その後は知りませんというのは、やっぱり環境的にはよろしくないのではないかな。やはり維持管理をきちんとしていますかと、少なくとも啓発的な活動は、やっぱり補助金を出したんだから、そういう方には特に続けるべきではないかなということを感じておりますので、維持管理をしっかりしてくださいという、そういう啓発的なことも今後考えてやっていただけたらありがたいなと思っております。やっぱりどうしても維持管理をきちんとしていないと、悪臭とかいろんな問題、浄化槽のほうに、本当に不具合が出てきたりという、自分たちも大変ですし、隣近所に迷惑がかかることも時にはあると思いますので、維持管理をしっかりしてくださいという啓発活動をよろしく願いしたいと思っております。以上です。
小松都市建設部長	今の、今後の補助事業による浄化槽の維持管理面で、当然市のほう、これは国費、県費も含めての個人への補助という形になりますので、貴重な財源を個人の補助に充てるものですから、当然、維持管理は個人の責任にてやってもらいますが、その指導的役割はきちり行政が持ちますので、そこはきちりと行政も対応していきま

	<p>すので、よろしくお願いします。</p>
<p>幡谷委員長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 28 号 平成 29 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで、午後 3 時 45 分まで暫時休憩とさせていただきます。</p>
	<p>休憩 午後 3 時 30 分 - 午後 3 時 45 分</p>
<p>9. 議案第 31 号 平成 29 年度小美玉市水道事業会計補正予算</p>	
<p>幡谷委員長</p>	<p>休憩前に引き続き会議のほうを開きます。次に議案第 31 号 平成 29 年度小美玉市水道事業会計補正予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
<p>飯田水道局長</p>	<p>それでは、議案第 31 号 平成 29 年度小美玉市水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。1 ページをお開きください。今回の補正につきましては、収益的収入及び支出のうち、支出について 693 万 2,000 円の補正減をお願いするものでございます。次に、資本的収入及び支出のうち、収入について 822 万 9,000 円の補正増、支出について 11 万 9,000 円の補正減をお願いするものでございます。続きまして、6 ページをお開きください。補正減の内容につきましては、1 款水道</p>

	<p>事業費用、1 項営業費用、1 目浄水及び配水費につきまして、不用額の発生により 489 万 7,000 円の減額をお願いするものでございます。節の内訳につきましては、委託料、受水費でございます。次に、3 目総係費につきまして、不用額の発生により 192 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。節の内訳につきましては、職員給与費等について増額と減額をしており、報酬、旅費、被服費、印刷製本費、通信運搬費、負担金、貸倒引当金繰入額はそれぞれ不用額の減額でございます。続きまして、8 ページをお開きください。1 款資本的収入、1 項 1 目の加入金につきまして 378 万円の増額をお願いするものでございます。理由といたしましては、新規加入金の収入見込み増によるものでございます。次に、3 項 1 目の国庫補助金につきまして 444 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。理由といたしましては、民生安定施設整備事業補助対象の設計委託が新たに補助金の交付決定がされたためでございます。続きまして、9 ページをお開きください。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設工事費、節の工事請負費につきまして 1,320 万 9,000 円減額し、委託料につきましては 1,320 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。また、2 目資産購入費、節の車両運搬具購入費につきまして、不用額の発生により 11 万 9,000 円の減額をお願いするものでございます。委託料の増額の理由といたしましては、国庫補助対象の配水管布設替工事設計委託を新たに補助金の交付決定を受けての補正増で、工事請負費の入札差金による不用額から委託料に予算を組み替えした補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>幡谷委員長</p>	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 31 号 平成 29 年度小美玉市水道事業会計補正予算を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p>

	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
10. 議案第 46 号 市道路線の廃止について	
幡谷委員長	次に議案第 46 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。
石井管理課長	それでは、議案第 46 号 市道路線の廃止についてを説明させていただきます。提案の理由でございますけれども、小美玉市道美 1492 号線の用途廃止申請に伴い、当該路線を廃止するためこの案を提出するものでございます。1 ページをお開きいただきたいと思っております。道路の表示でございますけれども、路線名、市道美 1492 号線。起点及び終点ということで、起点、小美玉市柴高 865 番地先、終点、小美玉市柴高 855 番 1 地先。幅員でございますけれども、最小・最大ともに 1.8 メートル。延長 116.5 メートルでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 46 号 市道路線の廃止についてを採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
11. 議案第 48 号 和解について	
幡谷委員長	次に議案第 48 号 和解についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

織田下水道課長	<p>議案第 48 号 和解についてご説明させていただきます。最初に、和解の概要でございますが、平成 27 年 4 月 15 日午前 9 時 30 分ごろ、小美玉市上玉里地内において、玉里郵便局手前の自動販売機前より、運転者 A が幹線道路県道紅葉石岡線に飛び出したため、直進してきた運転者 B が運転者 A の車に接触し、さらに 40 メートル先の玉里第 4 処理分区流量計に衝突しました。その車の衝突により損壊された流量計の賠償方法について協議を進めてきた結果、時価額相当の損害賠償で解決するという事で、平成 29 年 12 月 28 日に協議が整いましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。相手方の運転者 A 及び B は、いずれも小美玉市在住者でございます。被害に遭った流量計の修理見積額は 1,208 万 5,200 円でしたが、相手方提示の時価額は修理見積額の約 40% の 480 万円で、市の算定額もほぼ同額の結果となり、市の顧問弁護士に相談したところ、算定方法、金額ともに問題はない旨の意見をいただきました。以上のことから 480 万円を示談額として、今後示談に向け進めていくものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 48 号 和解についてを採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>12. 請願第 2 号 小美玉市空のえき「そ・ら・ら」イベントひろばヘドーム建設に関する請願書</p>	
幡谷委員長	次に、継続審査案件の平成 29 年 請願第 2 号 小美玉市空のえき「そ・ら・ら」

	<p>イベントひろばへドーム建設に関する請願書について議題といたします。当案件は、前回 12 月定例会において上程されたもので、閉会中の継続審査とし、現在まで継続的に審査してきた案件であります。前回の審査後、委員の改選がございましたので、改めて皆様のご意見をお伺いさせていただければと存じます。ご意見がある方は、挙手によりこれを許します。</p>
野村委員	<p>市長にお伺いします。立派な施設が建っているんですけども、一応イベントを重視しているような「そ・ら・ら」でございまして、余り金をかけないで、それでいい方向の専門家の意見があれば、何社かお願いして、安く便利なのというようなものを、図面を提出していただいて、それで委員会で決定をしたらどうかなというふうには考えているんですけども、市長はどういうふうにあそこをやる気がありますか、ないですか。よろしくその辺、ドーム、ドームってみんな言うものですから、ひとつお答え、気持ちを教えてください。</p>
島田市長	<p>それでは、野村委員さんのただいまのお話にお答えをいたします。駅長のほうでもいろいろ、駅長の責任者として判断をして、ぜひドームというような形の中で、冬寒いときに暖をとったり、夏の暑いときに遮光したりということで、必要なんだよなということで、それなりに検討はしてきたところもあるわけでございますけれども、こういうことで、菊を展示したときに、せっかく立派な菊を展示して、皆さんに見ていただきたいと思う気持ちが、逆に天候不順のために雨にかかってしまって、1日でせっかく丹精込めた花が台無しだということのもとで、これは請願があったと思います。確かにそのイベント、いろいろな届け方、やり方、方法はあるとは思いますが、せっかく今、目的を持って整備した「そ・ら・ら」でございまして、その目的に合った利用、そして利用者が本当に利用しやすいような「そ・ら・ら」というものを、もう少し勉強してまいりたいと思いますので、皆さんにも一緒になって勉強をしていただければ大変ありがたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。以上であります。</p>
野村委員	<p>検討をするだけで、やる気はあるんでしょうかね。もうドーム的なものはやらないというのか。おととい、水戸プラザのところに行ったときに、今度、市長、表玄関から入るんですけども、そのちょっと右側におもしろい建物、ドーム、そんなにかからないようなあれがあって、ああ、これはいいなということで、今度は水戸プラザへ行ったら、入る右側に建っているんですけども、それをちょっと、ああいう形式もいいかなと思って見てきたので、あれならそんなにお金もかからないし。ぜひ見てきてください。ありますから。</p>
島田市長	<p>半年くらい前に職員の結婚式で、あれは結婚式場なのかな。ぱっとあいてオーブ</p>

	ンになって式ができるという、その仕組みだと思うんです。確かに、丸いからどうなのかな。
野村委員	安く、要望に応えるようなものを何とかつくってくださいよ。余り景観全部交換するということがないように。結構ですから。一、二千万なら観光協会のほうで少し負担してあげてもいいですから。
福島委員	私、前回この請願に対して、野村議員もそうでしたけれども、同じでしたので、議論をいろいろさせていただきました。やはり、市全体として、「そ・ら・ら」をどうあるべきか、やはり雨天対応の施設というのはとても大事だと思います。ただし、今回の請願に関しては、これは菊花をやっている白根澤さんが出されたものであって、ここに書いてある図面も 1 つの団体、菊花に限りこういうものをつくってほしいというイメージですよ。全体としてどうあるべきというものではないと思うんです。ですから、やはりこれは市として、また観光協会としてどうあるべきかということを十分議論していただいて、雨天対策をどうするか。これは一つの菊花の団体の問題ではないと思います。この請願に関しては、ほかの団体からの請願ではなく、それからまた会員さんからの連名した署名もございません。単なる菊花だけの問題とは違うので、この請願に関しては、私は市なり、何か施設をきちっとするというほうに預けて、請願そのものは私はある程度ここらで決着というんですか、結論を出したほうが良いような気がするんですけども。野村委員がおっしゃると、ここの請願とはちょっと問題の大きさが違うんじゃないかなという気がするんですけども、その点はいかがでしょうか。請願に対しての審議をきちっとすべき場であって、あそこに全体として、今後雨天対策をどうするかということになると、この請願よりもっと大きなことを考えなきゃいけないという気がするんです。だから、委員長、これは請願に対する賛成かあれかという、そういう問題として捉えるのか、今、野村委員がおっしゃったような捉え方をするのか。ちょっとそこら辺で結論が変わってくるんですけども、その点をどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。
	〔「その前にちょっと、委員長」と呼ぶ声あり〕
野村委員	考え方は、結局こういう小さなことでも、やはり市長が言うとおりの、全体的に見直すという方向に行けば、これはこれで菊花ということだけでなく、ドームに切りかえて、ドームというか、そんなに大掛かりなものでなく、そういうものに審査を移管したらどうだろうかと思いますが、これは菊だからだめだとも言わないし、こういう小さい部分も、やはりこれから大事にしていく、もっと大きいのも大事にしていこうというような方向で、市長、進めてもらえると、私も観光協会としても、

	やはり雨が降ったら対応、そういうものやっしていきたいので、これを契機に執行部のほうで考えてもらうようにお諮りをしていただきたいんですが、委員長。
幡谷委員長	すいません、暫時休憩とさせていただきます。
	休憩 午後 4 時 5 分 - 午後 4 時 10 分
幡谷委員長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。 請願第 2 号 小美玉市空のえき「そ・ら・ら」イベントひろばへドーム建設に関する請願書について議題といたします。再度議題といたします。こちらについて、継続審査とのご意見がございます。これについてお諮りをしたいと思います。 請願第 2 号 小美玉市空のえき「そ・ら・ら」イベントひろばへドーム建設に関する請願書については、継続審査とすることにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶ声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は継続審査とすることに決しました。</p>
13. その他	
幡谷委員長	次に、その他に入ります。皆さんから、そのほかの件で何かあればお願いいたします。
野村委員	<p>きょうは現地調査ということで、竹原の交差点等々を見に行きまして、インターチェンジから百里の飛行場につながる道路の今までの経過等を聞いてまいりました。私は、すばらしい道路をつくっていただいた。そこで、私は今、常陸大宮のほうに行きますと、ビーラインロードと。小美玉市にはメロンロードとか楽しい道路の名称がございます。そういう中で、今度のいつも IC、茨城空港道路というような話がよくありますけれども、ここであそこが通じるときに、お祝いに何か、中学校でもいいし、小美玉市民の皆さんに記念すべき名称をひとつ委員長、やったらどうだかな。名称をつくったら、道路の。それを皆さんにお諮りしていただきたい。そんなのはやる必要はないといえば、それはそれなんですけれども、何か名称を残したらどうだろうかというふうに思っているところでございまして、委員の皆さんにお諮りをいたしまして、そして執行部をお願いをします。要望をするというこ</p>

	とをしたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。
幡谷委員長	今、野村委員のほうから、茨城空港アクセス道路についての愛称を公募したらいかがかというふうなことなんですが、これについて、委員の皆さんでご意見等がありましたらお願いいたします。
福島委員	メロン道路というふうな愛称がついたいきさつがわかれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますと思うんですけども。
島田市長	あれは農水省の補助事業で、広域農道で、銚田から美野里ということで、メロンの産地ということで、これは募集ではないけれども、そういう産地の名前をとってつける。
福島委員	委員会か何かをつくった中で検討されたのか。
島田市長	検討はしていないな。
福島委員	検討はしていない。自然発生的にメロン道路ってできちゃったのか。
島田市長	県のほうでも整備しているさなかでは、やはり銚田からの、旭からの関連で、メロンロードがいいだろうということで、県のほうで名称にした、愛称にした。
福島委員	いい名前だと思いますけれども、どういういきさつからメロン道路ってついたので今思ったので。わかりました。
島田市長	愛称ではできないことはないです。
林副市長	ちなみに、メロンロードと言っていて、メロン道路とは言っていないです。それが1つと、それから、愛称ならばという、今話がありましたけれども、愛称であれば可能だと思います。名称だとだめだと思います。県道になったり市道になったりとかいろいろありますから、愛称をつける分には、いろんなところで道路について愛称がついているところがありますので、通称とかというのがありますよね。八間道路とか、ああいうのも含めて。そういうのをつけることには、多分誰も問題はないと思いますので。あとはそれをやるかどうかはあれですが。
福島委員	著作権は別にないんですか。

<p>幡谷委員長</p>	<p>今、副市長のほうから愛称についてだったら問題ないということをしていただきました。とてもいいことじゃないか、愛着を持っていただくためには、市民の皆さんや子供たちに愛着を持っていただくためには、こういった愛称なんかをつけて、愛着ある道路になればいいかなというふうに、とてもいいことじゃないかなというふうに私も思うんですが、それについて皆さんはどうでしょうか。</p>
<p>野村委員</p>	<p>いいんじゃないの。ある程度県のほうにも話を通して、それで進めるべきだと思いますので、やるのであれば。</p>
<p>幡谷委員長</p>	<p>それでは、この委員会のほうでは執行部に対して愛称について、形はどのようになるかはお決めいただければと思うんですが、要望するという形でよろしいでしょうか。</p>
<p>野村委員</p>	<p>お願いするのは、市民にやっぱり公募して、そういう道路ができたというようなあれで、その中からいいのを選んだらいいんじゃないの、委員会で。そういうふうな段取りならどうだろうかと思うけれども。</p>
<p>幡谷委員長</p>	<p>島田市長、どうでしょうか。</p>
<p>島田市長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>幡谷委員長</p>	<p>そのほかございましたら。</p>
<p>野村委員</p>	<p>もう一点だけね。ごめんね、本当に。いつも小美玉市がよくなることをということは、みんなと一緒に考えているところでございまして、旧美野里では、美野里中学校をつくるときに、竹原中学校、堅倉中学校と一緒にあった経緯があるわけがございます。そのときに、廃校になった堅倉中学校、あそこに金陽社を誘致しましたね。戸田君がいつも、12年たって工場が一つも来ないんじゃないかという、努力がないという話をしておりますけれども、土地を買わなければ工場誘致、いかがですかということではできないわけです。そういう中で、そういう土地はないかもしれませんが、金陽社と同じような形式、なぜ金陽社が来るって排水がいいんですね、学校は。終末の設備もできているというところで、どこか学校が統合して廃校になる、きょう、あしたという意味じゃないんですけれども、工場に地域住民の方々に誘致してもいいような、いいかどうかのところも聞きながら、どこか廃校になったところに、これは市の財産ですから、工場に使おうが、公園に使おうが、それは構わないわけございまして、そういう中で、どこか工場を誘致するような廃校が</p>

	<p>あれば、みんなで検討をしたらいかがでしょうかということで、提案するところまでございますので。いかがでしょうか、市長さん。また、すいませんけれども。</p>
林副市長	<p>それでは、この中には学校の関係の跡地についての連絡調整会議というのを今までやってきましたので、そちらで、今回議案ではないんですが、パブリックコメントを出して、その結果を出させていただきましたけれども、基本的には学校の跡地については、基本方針を今回定めております。その中では、まず第一義が、まず公的利用ができるかどうか、それから準公的利用ができるかどうか。そしてその上で、それもないときに、3番目に今度は例えば企業等々を含めて、民間の方々に活用できるかどうかという、基本的にはまず、その基本方針を定めております。その中で、まず今回、小川、それから橋が、まず最初にできてくるわけですがけれども、廃校という形で。そこについては、これから地元を含めながら議論をしていくということで、その先の学校等については、まだいつというか、ある程度の期間は当然出るわけですがけれども、というような状況でございますので、工場にということになると、地元のご意見等もよく含めながらということになるので、今の段階では、まずはその基本方針にのっとっていただきながら進めていくということで、地元等々の中で、それがいいだろうということになっていけば、また違うかと思いますが、現段階では基本方針に基づいた形で進めていくということでご理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。</p>
野村委員	<p>公的とか、いろいろあるだろうけれども、また公園にしろとか何かするというと。それよりも、集落を地方創生じゃないけれども、そういうものを、現在、金陽社というところで大成功している企業誘致もやったものですから、もしそういうことがあれば、品物がなければ工場は来ません。そういう中で、いろいろな面で考えたらどうなんだろうかなというふうに考えているところです。</p>
林副市長	<p>本当に企業誘致のことも大事でございますし、また前回、一般質問のほうでも行方のファーマーズビレッジ等が、あそこも廃校になったところがサツマイモの加工の工場になって、人が来たりとか、またテーマパークみたいになっている形で、そういう部分で有効活用されているところもございますので、そういういろんな事例を頭に入れながら、また公的利用、それから民間活用を含めながら検討していくことになると思いますので、よろしくお願したいと思います</p>
幡谷委員長	<p>そのほかについて、何かございましたらお願いたします。</p> <p>【「なし」と呼ぶ声あり】</p>

	<p>それでは私のほうから、30 年度も議会報告会が開催されるかと思えます。その中で、産業建設常任委員会の委員会報告なわけですが、それについては正副委員長でまとめさせていただきたいという形でよろしいでしょうか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶ声あり】</p> <p>それでは、事務局のほうから報告がありますので、お願いします。</p>
富田書記	<p>それでは、管外行政視察研修についてご説明をさせていただきます。30 年度の研修について、先日、正副委員長と協議をさせていただきました。日程、内容等の案を作成しましたので、お手元の資料をご確認ください。まず、日程でございますが、5 月 8 日から 11 日の間で 2 日間を予定しております。本日ご承認いただければ、先方の市議会と日程を調整させていただき、決定次第、改めてお知らせをしたいと考えております。日程の確保をお願いいたします。次に、内容でございますが、航空自衛隊浜松基地内にあります航空自衛隊広報館エアーク、それから浜松市の基地対策、富士山静岡空港の 3 カ所で調整をさせていただきたいと考えております。説明は以上になります。ご協議をよろしくをお願いいたします。</p>
幡谷委員長	<p>事務局から報告がございました。当委員会での行政視察研修についてでした。この内容について、これは事務局と正副の委員長のほうで協議させていただいて進めさせていただいてもよろしいでしょうか。それでは、この視察研修に対して、正副委員長と事務局のほうで進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ほかになれば議事のほうを終了といたします。ここで、副委員長のほうと交代いたします。</p>
木村副委員長	<p>それでは、以上で産業建設常任委員会を閉会とさせていただきます。長時間ご苦労さまでした。</p>
閉会 午後 4 時 15 分	